

**「地方独立行政法人岐阜県総合医療センター」
「地方独立行政法人岐阜県立多治見病院」
「地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院」の中期目標の骨子(案)について**

中期目標策定に向けての基本的考え方

当県における、県立病院の地方独立行政法人化の趣旨は、県民が必要とする医療をより良く、かつ、継続的に提供するためのものであり、経営形態が変わっても、県立3病院が果たすべき役割・使命は、これまでと変わらない。

そのため、中期目標の策定にあたっては、現在の状況を十分に踏まえた上で、近隣の医療機関等と適切な役割分担・連携を図り、各病院が地域の実情に応じて基幹病院としての機能を引き続き発揮し、不採算医療・政策医療・地域医療の安定的かつ継続的提供を求めると共に、医療従事者の確保が容易になるなど地方独立行政法人制度の強みを活かせる運営を求ることとする。

中期目標の構成及び骨子(案)

地方独立行政法人法第25条に、中期目標に記載すべき事項が定められており、具体的には、以下のように考えている。

1 中期目標の期間

(目標設定の考え方)

中期目標に従って業務運営を法人に自律的かつ自発的に行わせるには、短期間では法人の自主性の発揮が期待できないと考えられ、中期目標の期間は、最も長い5年とする。

平成22年4月1日から平成27年3月31日までの5年間

2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

○診療事業(医療を提供すること)

(目標設定の考え方)

地域の基幹病院として、近隣の医療機関との役割分担・連携のもと、不採算医療、高度・先進医療、政策医療、急性期医療等の県民が必要とする医療を提供することを求める。

項目(案)	中期目標記載事項(骨子(案))
より質の高い医療の提供	<ul style="list-style-type: none"> ◇人的・物的資源を有効に活用し、高度で専門的な医療に取組み、県内医療水準の向上に努める。 ◇良質で、安全、かつ効率的な医療・看護を提供するために、クリニカルパスの導入推進等に取組む。 ◇医師をはじめ優秀な医療スタッフの確保等に努め、提供する医療水準の維持・向上を図る。 ◇医療事故を未然に防止し、患者が安心して治療に専念できる安全・安心な医療と治療環境を提供できるよう、医療安全対策を徹底する。
患者・住民サービスの向上	<ul style="list-style-type: none"> ◇来院から診察、会計まで全てのサービスについて、待ち時間の短縮等、患者の利便性の向上に努める。 ◇病院運営に関し、患者のみならず地域住民の意見を取り入れる仕組みを作り、患者・住民サービスの向上を図る。
診療体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ◇患者数や医療需要に即して、診療部門の充実や専門外来の設置など体制の整備・充実を図る。

近隣の医療機関との役割分担及び連携	◇近隣の医療機関との役割分担を明確にすると共に連携を一層推進するなど、地域の実情に応じて基幹病院としての機能を引き続き発揮し、県民が求める地域医療を実施する。
重点的に取組む医療	<p>◇救急医療、災害医療等、不採算医療・政策医療を県立病院として重点的に実施する。</p> <p>◇(センター)「救命救急医療」「心臓血管疾患医療」「周産期医療」「がん医療」「女性とこども医療」を重点医療として位置付け、急性期医療をさらに充実・強化して高度で先進的な医療を提供する。</p> <p>◇(多治見)「救命救急医療」「急性期医療」「母子周産期医療」「がん診療拠点」など高度で先進的な医療を提供するとともに、「精神科医療」「感染症医療」など不採算医療や政策医療も積極的に取組む。</p> <p>◇(下呂)へき地医療の拠点病院として地域医療に関するあらゆることに取り組み、へき地医療拠点のモデル的病院として機能の充実を図り、県内に還元する。</p>

○調査研究事業（医療に関する調査及び研究を行うこと）

(目標設定の考え方)

県の医療水準の向上や県民の健康意識の醸成を図るための調査及び研究を行うことを求める。

項目（案）	中期目標記載事項（骨子（案））
調査及び臨床研究等の推進	<p>◇各高度専門医療分野において、疫学調査や診断技法・治療法の開発、臨床応用のための研究を推進する。</p> <p>◇県及び当該地域の医療水準の向上に寄与する観点から、大学等の研究機関や企業との共同研究などを促進する。</p>
診療等の情報の活用	◇診療等で得た情報を県立病院の医療の質の向上のために活用するとともに、他の医療機関への情報提供を行う。
保健医療情報の提供・発信	◇病院が有する専門医療情報など健康に関する保健医療情報を、県民を対象とした公開講座の開催やホームページなどにより情報発信を行う。

○教育研修事業（医療に関する教育及び研修を行うこと）

(目標設定の考え方)

医療の高度化に対応できるよう、看護大学及び看護専門学校の学生並びに救急救命士に対する教育、臨床研修医への研修や地域医療拠点病院として地域医療従事者への研修を実施することを求める。

項目（案）	中期目標記載事項（骨子（案））
医師の卒後臨床研修等の充実	<p>◇他の臨床研修病院との連携や法人の有する人的・物的資源を活かし、独自の臨床研修プログラムを開発するなど、質の高い医療従事者の養成に努める。</p> <p>◇臨床研修医やレジデント（専門分野の研修医）については、平成21年度に比べ、中期目標期間内に、それぞれ受入れ数の増加を図る。</p>
看護学生、救急救命士等に対する教育の実施	◇看護学生等の実習受入れ、救急救命士新規養成及び再教育にともなう病院実習など地域医療従事者への研修の実施及び充実を図る。

○地域支援事業（医療に関する地域への支援を行うこと）

(目標設定の考え方)

地域の医療機関から信頼され、必要とされる病院となるよう地域への支援を行うことを求める。

項目（案）	中期目標記載事項（骨子（案））
地域医療への支援	◇地域の医療機関との連携・協力体制の充実を図り、高度先進医療機器の共同利用の促進、開放病床の導入など、地域基幹病院として地域医療の確保に努める。 ◇地域の医療機関やへき地医療機関への診療支援を行う。
社会的な要請への協力	◇鑑定、調査、講師派遣など社会的な要請に積極的な協力をを行う。

○災害時における医療救護

(目標設定の考え方)

災害発生時において、医療救護活動の拠点機能を担うとともに、災害派遣医療チームを派遣するなど医療救護を行うことを求める。

項目（案）	中期目標記載事項（骨子（案））
医療救護活動の拠点機能	◇災害発生時には、岐阜県地域防災計画に基づき、患者の受入れや医療スタッフの現地派遣など本県或いは当該地域の医療救護活動の拠点機能を担う。 ◇（センター）基幹災害医療センターとして、県内の災害拠点病院に対し災害医療研修や災害医療訓練（公開）を行うなど指導的役割を發揮する。
他県等の医療救護への協力	◇（センター・多治見）他県等の大規模災害等においても、災害派遣医療チーム（DMAT）等を派遣するなど、積極的に医療救護の協力をを行う。

3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

○効率的な業務運営体制の確立

(目標設定の考え方)

自律性・機動性・効率性の高い病院運営を行うための業務運営体制を確立することを求める。

項目（案）	中期目標記載事項（骨子（案））
簡素で効果的な組織体制の確立	◇理事長、院長等のリーダーシップが効果的に發揮できる組織体制を確立する ◇I Tの活用とアウトソーシング等により、スリムで経営効率の高い業務執行体制を確立する。
診療体制、人員配置の弹力的運用	◇医療需要の変化に迅速に対応し、診療科の変更や医師・看護師等の配置の弹力的運用を行う。 ◇常勤以外の雇用形態も含めた多様な専門職の活用による、効果的な医療の提供に努める。
人事評価システムの構築	◇職員のモチベーション向上のため、能力（知識・経験）、勤務実績等を反映させた公平で客観的な人事評価制度の構築を図る。
事務部門の専門性の向上	◇事務部門において、病院特有の事務に精通した法人固有の職員を計画的に確保及び育成することにより、事務部門の専門性を向上する。

○業務運営の見直しや効率化による収支改善

(目標設定の考え方)

地方独立行政法人制度の特徴を活かした業務内容の見直し等を通じて収支の改善を図ることを求める。

項目（案）	中期目標記載事項（骨子（案））
多様な契約手法の導入	◇多様な契約手法など契約事務の集約化・簡素化・迅速化による、費用の節減に努める。
収入の確保	◇地域社会のニーズに即した病院経営を行うことにより、収入の確保に努める。
費用の削減	◇薬剤・診療材料の在庫管理の徹底や後発医薬品の積極的採用などによる費用の節減に努める。

4 財務内容の改善に関する事項

(検討中) 経常収支比率、職員給与費対医業収益比率等の改善

5 その他業務運営に関する事項

項目（案）	中期目標記載事項（骨子（案））
職員の就労環境の向上	◇職員にとって働きやすく、また、働きがいのある病院となるよう職員の就労環境の向上に努める。 ◇（センター）果たすべき役割・使命を変えることなく、今までと同様に不採算医療・政策医療・地域医療の安定的かつ継続的に提供できるよう医療体制を維持する。 ◇（多治見）地方独立行政法人制度の特徴を十分活かし、不足している医療従事者（特に看護師）を必要数確保することで、より確実に不採算医療・政策医療・地域医療を安定的かつ継続的に提供する。 ◇（下呂）地方独立行政法人制度の特徴を十分活かし、不足している医療従事者（特に医師）を必要数確保することで、今まで以上に不採算医療・政策医療・地域医療を安定的かつ継続的に提供する。
県及び他の地方独立行政法人との連携	◇人事交流など、県及び県が設立した他の地方独立行政法人との連携を推進する。
医療機器・施設整備	◇医療機器・施設整備については、費用対効果、県民の医療需要、医療技術の進展などを総合的に勘案して確実に実施する。 ◇（下呂）新病院建設にあたっては、担うべき診療機能に相応しい施設内容（規模、建築単価等）、財源や建替え手法など、建設に必要な検討を十分行ったうえ建設を進める。